

移住支援金のお知らせ

令和5年度

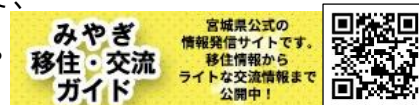


東京23区に在住、または東京圏在住で23区内に通勤（大学等への通学期間含む）する方が宮城県に移住し、対象求人へ就業するなどの一定の要件を満たす場合に、移住先の市町村が予算の範囲内において支給するものです。

支給額 世帯移住:100万円 単身移住:60万円

（世帯移住により、**18歳未満の世帯員の方が一緒に移住される場合は、18歳未満の方おひとりにつき100万円（令和5年3月31日までに転入した場合は30万円）加算**されます。）

移住支援金の支給要件は下記の「主な要件①～③」の他にも様々な要件がありますので、詳しくは、移住専用サイト「みやぎ移住・交流ガイド」（右QRコード参照）をご確認ください。



<移住支援金制度>

主な要件

1 移住元 東京23区在住者、または東京圏から東京23区への通勤者 ※

移住先

※(1)～(5)のいずれかに当てはまる方

- (1)「みやぎ移住・交流ガイド」に掲載されている対象求人に就業した方
- (2)「みやぎUIターン起業支援補助金」(裏面参照)の交付決定を受けた方
- (3)ご自身の意志で地方に移住し、移住先を生活の拠点として、
移住元での業務を引き続きテレワークで行う方
- (4)専門人材事業(裏面参照)を活用して就業された方
- (5)移住(予定)先の市町村が設定した関係人口に該当する方

3 移住後 支援金申請後、5年以上継続して居住する意志がある方

※ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直近の1年以上、東京23区内に在住、または東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（一部地域を除く））に在住し、東京23区内へ通勤をしていた方。

なお、東京23区内の大学等に通学し、23区内の企業へ就職した方については、通学期間も上記対象期間に加算することが可能です。

問合せ先

◆移住に関する相談について ◇みやぎ移住サポートセンター（東京都千代田区有楽町2-10-1）
TEL:090-1559-4714 Mail:miyagi@furusatokaiki.net

◆移住支援金の申請について ◇移住(予定)先の市町村 右記QRコードより確認下さい。

◇宮城県企画部地域振興課移住定住推進班（宮城県仙台市青葉区本町3-8-1）

TEL:022-211-2454 Mail:tisini@pref.miyagi.lg.jp



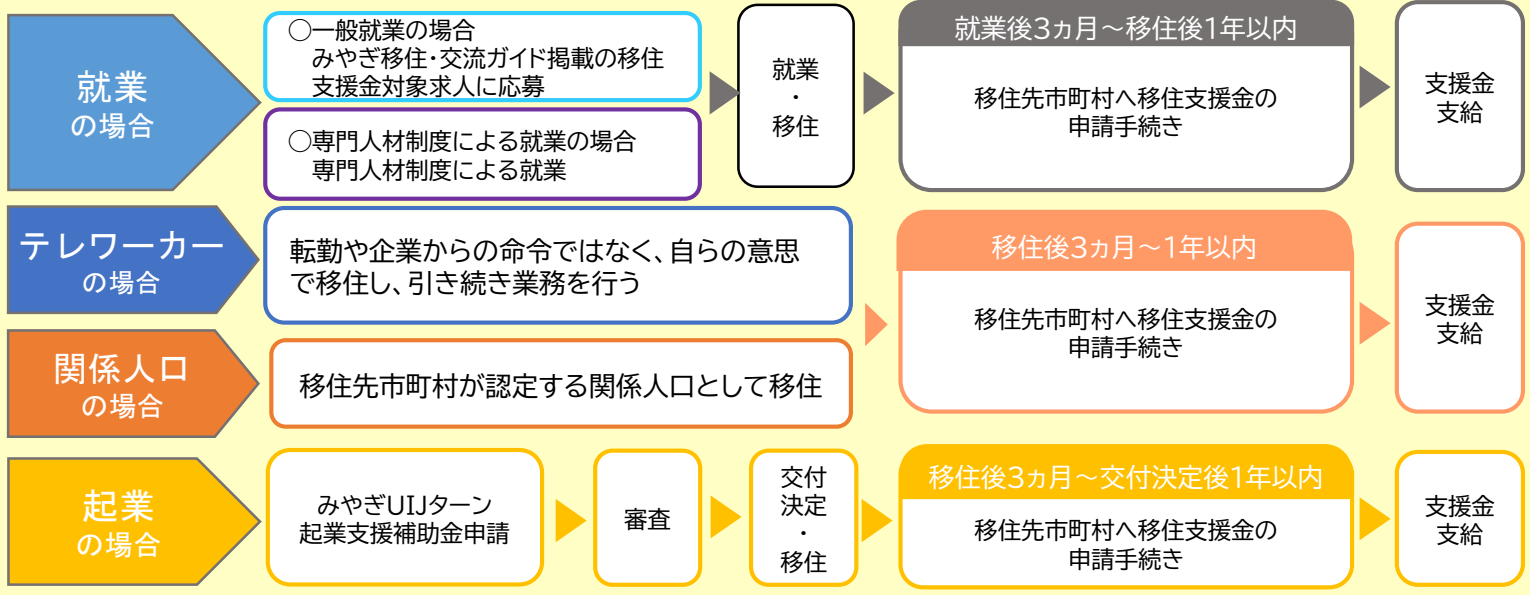
<市町村連絡先>



MIYAGI

裏面も御覧下さい

移住支援金交付までの流れ（例）



みやぎUIJターン起業支援補助金

起業の場合併用可能

東京圏から宮城県内に移住し、地域の課題に対して、社会性・事業性・必要性の観点をもって取り組む社会的事業の起業に対する支援制度で、対象経費に対して最大で200万円を補助（補助率1/2）。詳しくは、「みやぎ創業ガイド」（下記QRコード参照）をご覧ください。

宮城県仙台市若林区清水小路6-1
（株式会社MAKOTO WILL内）
TEL:022-352-8850
Mail:info-will@mkto.org



社会性

我が国の地域社会が抱える課題の解決に資する

事業性

提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること

必要性

地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分ではないこと

上記3点の観点（社会事業の定義）を持って、各地域の現状に応じた社会課題の解決に取り組む事業 ※業種による制限はなし

専門人材事業

専門人材事業とは、プロフェッショナル人材事業及び先導的人材マッチング事業のことを指します。

プロフェッショナル
人材事業とは →
（内閣府ホームページ）



人材紹介パートナー（事業協力）
（宮城県プロフェッショナル
人材戦略拠点ホームページ）



先導的人材マッチング
事業とは →
（内閣府ホームページ）



移住支援金Q&A

Q1 対象者の年齢制限はあるか。

A1 ありません。

ただし、18歳未満の世帯員の方を帯同して移住された場合の加算については、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の方が対象となります。

Q2 申請期限はあるか。

A2 移住後、3カ月経過～1年以内に移住先の市町村に申請する必要があります。

Q3 移住支援金の使途に制限はあるか。

A3 ありません。

Q4 移住地と就業地の市町村が異なっても、対象となるか。

A4 対象となります。申請については、移住先の市町村に行ってください。

Q5 受給後、返還する場合はあるか。

A5 主な返還要件は、次の2点です。

- ①支援金の申請日から1年以内に対象企業を退職した場合。
- ②移住後、5年未満で県外へ転出した場合。



発行年月（令和5年4月）